マージン率設定について

①マージンとは?

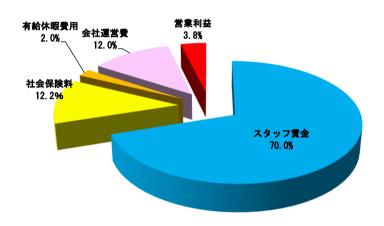
派遣料金(派遣先が派遣会社へ支払う料金)から労働者賃金を差し引いた料金のことをマージンといいます。

| 派遣料金(派遣先が派遣会社へ支払う料金) | | | |
|----------------------|------|--|--|
| 賃金(派遣会社が労働者に支払う賃金) | マージン | | |

②マージン率の算出方法

③マージン内訳

[、]料金については、概ね下図のような内訳で設定しています。



最も多くを占めるのがスタッフに支払う賃金で、料金総額の約70%程です。

次いで、スタッフの雇用主として負担する労災保険、雇用保険、厚生年金保険、健康保険などの社会保険料が、約12.2%となっています。

- ※賃金に対する事業主負担の割合は、労災保険0.228%、雇用保険0.95%、健康保険・介護保険5.89%、 厚生年金保険9.15%(2024年4月末現在)、これらが料金全体に占める割合は合計 約12.2%となります。
- ※所得税や社会保険料の個人負担分については、会社がスタッフに代わって国や自治体に納付するため、それらを 差し引いた金額をスタッフに給与としてお支払いします。

また、スタッフが有給休暇を取得する際に、就業先に休暇期間についての料金請求は出来ませんが、会社としては、スタッフの雇用主としての賃金の支払いが生じるため、その引当分としての費用が含まれます。

その他、会社の営業担当やコーディネーターなどの人件費、オフィス料金、募集費、水道光熱費等をはじめとする 諸経費が掛かることから、これらすべてを差し引いた、残り3~4%程度が会社の営業利益になります。

<u>尚、都合により、料金が回収されない場合でも、会社はスタッフに賃金を払う義務を負っています。</u>

- ④2024年6月1日付け 派遣労働者数 20名
- ⑤2024年度 派遣先事業所数 (実数) 4事業所
- ⑥2024年度 労働者派遣に関する料金の額の平均額 15,371円 (8時間 全業務平均)
- ⑦2024年度 労働者派遣に関する賃金の額の平均額 11,584円 (8時間 全業務平均)
- ⑧2024年度 マージン率平均 24.6%
- ⑨派遣労働者のキャリア形成支援制度に関する事項 訓練内容

| 訓練種別 | 対象となる派遣労働者 | 訓練方法 | 訓練費用負担額 | 賃金支給 |
|--------------|------------|------|---------|------|
| 入職時基礎講座 | 雇入時 | 0JT | 無償 | 有給 |
| 実務スキルアップ講座 | 派遣中 | | 無償 | 有給 |
| ビジネススキルアップ講座 | 派遣中 | 0JT | 無償 | 有給 |

キャリアコンサルティング相談窓口及び連絡先 相談窓口 スタジアム事業部 0798-44-6220

- ⑩その他労働者派遣事業の業務に関し参考となる事項 作業着貸与あり
- ⑪派遣労働者の待遇の決定に係る労使協定を締結しているか否かの別
- ☑ 労使協定を締結していない
- □ 労使協定を締結している

株式会社ウエルネス阪神